

佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、原油価格高騰による燃料価格高騰の影響を受けているタクシー業事業者等に対し、事業及び雇用の維持を図るため、予算の範囲内において佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、佐々町補助金等交付規則(平成元年佐々町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー業事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する許可を得ている事業者をいう。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する許可を得ている事業者をいう。
- (3) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条に規定する許可を得ている事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象となるタクシー業事業者等は、次の各号の全てに該当する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

- (1) 令和7年8月1日時点において、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、または自動車運転代行業(以下「旅客輸送事業」)に必要な許可又は認定を全て有し、次の区分のいずれかに該当すること。

(イ) 佐々町に登録している車両を所有または借用していること

(ロ) 佐々町内に本社又は事業所を有すること

(2) 交付決定後においても、町内で旅客輸送事業継続の意思があること。

(3) 町税を滞納していないこと。

(4) 佐々町暴力団排除条例(平成 24 年佐々町条例第 15 号)に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していないこと。

(交付対象車両)

第 4 条 交付の対象となる車両は、令和 7 年 8 月 1 日時点で、町内に登録している旅客輸送事業の用に供する自動車で、運送事業者が所有、リース契約等に基づき借用している車両をいう。

(支援金の額)

第 5 条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧(様式第 2 号)

(2) 佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金誓約書兼同意書(様式第 3 号)

(3) 運送事業に関する許可証の写し(道路運送法第 4 条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業許可書等)又は自動車運転代行業認定証及び自動車運転代行保険証書の写し

(4) 交付対象車両全てに係る車検証の写し

(5) 主たる事業所又は営業所の所在地が確認できる書(申告書又は法人登記等)

(6) 町税に未納がない証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、令和8年1月30日までとする。

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、審査のうえ、その適否を決定し、佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第4号)又は佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

2 町長は前項の審査に当たり、交付申請に係る交付対象車両等の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたことが、判明したときは、支援金の交付決定を取消すとともに、その交付額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(交付請求)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた者は、佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、第6条第1項に規定する様式第1号及び前条に規定する様式第6号の提出をもってなされたものとみなす。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 支援金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第 5 条関係)

対象事業	算定方法
一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス)	事業用車両台数×3万円
一般乗用旅客自動車運送事業 (普通タクシー、福祉タクシー、ジャンボタクシー)	乗車定員7人以上(ジャンボタクシー) 事業用車両台数×4万円 乗車定員7人未満(普通タクシー、福祉タクシー) 事業用車両台数×2万円
自動車運転代行業	事業用車両台数×2万円

